第27回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

次 第

日 時 令和4年4月12日(火) 14時半から16時半まで

会場 横浜市役所共用会議室みなと6・7 横浜市中区本町6-50-10

【次第】

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意 見について(関内地区都市景観協議地区 中区港町1丁目1番1 他) (報告)
- (2) 関内駅前地区の景観誘導に関する考え方について(審議)
- 3 閉 会

【横浜市都市美対策審議会 政策検討部会 名簿】

		氏 名	現職等
1	部会長	長 西村 幸夫	國學院大學教授/東京大学名誉教授(都市デザイン)
2	委員	員 大西 晴之	横浜商工会議所
3	"	国吉 直行	横浜市立大学客員教授(都市デザイン)
4	11	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院准教授(景観)
5	11	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授(ランドスケープデザイン)
6	11	高村 典子	公募市民委員
7	11	山家 京子	神奈川大学建築学部教授(都市計画)

8	書記	樹岡	龍太郎	都市整備局企画部長
9	11	榊原	純	都市整備局地域まちづくり部長
10	11	光田	麻乃	都市整備局企画部都市デザイン室長
11	"	白井	正和	都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

[2021.8]

	第26回横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録				
	議事1 都心臨海部における夜間景観の誘導手法について(審議)				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	議事 2 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について(関内地区都				
	市景観協議地区中区港町1丁目1番1他)(審議)				
	議事3 関内駅前地区の景観誘導に関する考え方について(審議)				
日 時	令和4年1月19日(金)午前9時00分から午前11時23分まで				
開催場所	横浜市研修センター602・603号室				
出席委員					
(敬称略)	高村 典子、山家 京子 (リモート)				
欠席委員	なし				
(敬称略)					
	書 記:堀田 和宏(都市整備局企画部長)				
出席した	榊原 純(都市整備局地域まちづくり部長)				
幹事・書記	梶山 祐実(都市整備局企画部都市デザイン室長)				
	吉田 和重 (都市整備局地域まちづくり部景観調整課長)				
	【議事1】				
	関係局:奥村 創(都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長)				
	山田 渚(都市整備局企画部都市デザイン室担当係長)				
	【議事2】				
関係者	関係局:中尾 光夫(都市整備局都心再生部都心再生課担当課長)				
12, Nr 11	本多 宏己(都市整備局都心再生部都心再生課担当係長)				
	事業者:三井不動産株式会社				
	鹿島建設株式会社				
	株式会社竹中工務店				
	有識者:関 和明(横浜市都市美対策審議会委員)				
開催形態	公開(一部非公開、傍聴者:1人)				
決定事項	【議事1】本日の意見を踏まえ、引き続き手続きを進めること。				
* +	【議事2】本日の意見を踏まえ、引き続き検討を進めること。				
議事					
	(西村部会長)				
	それでは、まず会議の公開につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。 (梶山書記)				
	議題3につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条2項4号、「公にするこ				
	最適うにつきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する未列第7末2項4万、「公にすることにより人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるお				
	こにより人の主前、3 件、対性等の体験との他の五条の女主の確保及の人口の権力に支障が主する325 それがある情報 に該当することから、非公開としたいと思います。				
	(西村部会長)				
	事務局から非公開の提案がありましたけれども、議事3については非公開とするということでよろ				
	しいでしょうか。				
	(異議なし)				
	2 議題				
	(1) 都心臨海部における夜間景観の誘導手法について(審議)				
	(西村部会長)				
	議題第1番目です。都心臨海部における夜間景観の誘導手法についてということです。事務局から				
	説明をお願いしたいと思います。				
	議事1について、関係課から説明を行った。				
	(西村部会長)				
	今の説明につきまして何かご意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。				
	では、私のほうから確認ですけれども、今日でガイドラインの素案の案が出てきて、これで3月の				

親会にかけて、パブコメをやってということですね。というので、ここでほぼ固まると。ただ、パブコメで若干文言の修正があるかもしれないので、それはその後で確認するということになると。大体そういう形で進むわけですね。

(奥村係長)

今おっしゃっていただいたとおりになります。少し補足させていただきますと、今、庁内の意見照会をまとめているところがございまして、若干、公共施設管理者などから意見なども頂いておりますので、それへの対応も踏まえて修正した上で、都市美対策審議会へのご報告と、4月からパブリックコメントの実施という流れです。

(西村部会長)

分かりました。若干、庁内のことで変わる可能性もあるということですね。

それともう一つ質問ですけれども、景観制度ということは、先ほどの景観推進地区と都市景観協議地区で、何か法定の景観計画の文言が変わるのですか。それは、具体的にどのようになるということですか。

(奥村係長)

前回の政策検討部会でも変更の案をお示しさせていただいたのですが、今考えている内容としましては、景観の協議の制度の中に、例えば何かライトアップをする場合は協議の対象に加えることです。一方で今、歴史的建造物の周りなどはライトアップができないという基準になっているのですが、イベントに限ってはそれができるようにするとか、そういったことを考えています。

(西村部会長)

なるほど。それを一応、次の政策検討部会で議論する形になるということですね。

(奥村係長)

そうです。

(西村部会長)

分かりました。景観計画では、今決めようとしているガイドラインのことも言及されるということですか。ガイドラインを何とかとか文言として。

(奥村係長)

今、景観計画や都市景観協議地区の中にガイドラインについての言及は考えていませんが、当然それは連動されて運用されることにはなるという認識です。

(西村部会長)

中身としては連動しているけれども、ガイドラインを参照しろというような形で明示的には示さないということですね。

(奥村係長)

そうです。

(西村部会長)

分かりました。何かご意見があれば。既に何回か議論してコメントを頂いたものに対応していただいているので、我々の意向もかなり酌んでいただいていると思います。では、真田委員。

(真田委員)

大分分かりやすくなってよかったなと思います。1つだけ、3ページにガイドラインの対象範囲ということが書いてあって、これは地区としての対象範囲が書いてあるのですが、光源としての対象範囲例えば公共のものであったり、建物そのものであったり、あとは光を発する屋外広告物であるとか、そういう公共のものや民間のものを全部合わせたものを対象としてこのガイドラインをつくっているということも書いたらいいかなと思いました。私が気になったのはそれぐらいです。以上です。

(西村部会長)

事務局、今の点はどうでしょうか。

(奥村係長)

そういったところも、しっかりと見ている人たちが分かるように工夫させていただきたいと思います。

(西村部会長)

では、少し考えていただくということで。福岡先生。

(福岡委員)

私からは一点、気になったことで申し上げますと、街路樹の捉え方といいますか、街路樹も大きな 骨格だとは思っていまして、道路とか歩行空間とも連動した大事な軸だとは思うのですが、今回特に 35ページの中で「空間ごとの特性を活かす照明手法等」ということで、ここに簡単なダイヤグラムみたいなものと文言が入っています。全体的にそのエリアごとに、その案件ごとに議論して最適解を出していくという方針は理解しているのですが、先ほど真田先生からもお話がありましたけれども、公共のほうで街路樹の照明だとか木のライトアップみたいなことをやっていくこともある一方で、民間の事業者のプロジェクトの中で、こういった緑の骨格のライトアップみたいなことをやっていく可能性もあろうかと思っています。そんなに行き過ぎた事例はあまりないですが、下から照らし上げるのか、横浜市としてはこういう雰囲気で緑のライトアップを考えていくのかといったところをもう少し、前段のところに含めるほうがいいのか、35ページの細かい部分で含めるのがいいのかちょっと分かりませんが、もしそこら辺、何か庁内でご議論があったのかどうかと、何か追加で記載できる可能性があるのであればどんな内容になるのか、お聞かせいただければと思います。

(西村部会長)

歩行空間のところで、民地側との関係ですよね。それから、民地側でもいろいろやるだろうということなのですが、この点は何かありますか。

(奥村係長)

公共施設管理者とは調整させていただいておりまして、現状としては、公共施設の中でここのライトアップはこうやるみたいな大きな話はなかなかお示しするのが難しいという状況もございます。でも今、福岡先生からお話があったように、もしかしたら民間の事業者さんがプロジェクト的にやるということは今後も可能性としてはあり得るとは思っておりますので、そういったことも見据えて、どのようにかけるかというのは、今ここで答えがなかなか難しいのですが、考えさせていただきたいと思います。これ自体は民間も対象にはさせていただいておりますので、その中の工夫で良好なものにつながればいいなと思っております。

(福岡委員)

あとは、出てくる可能性としては、今後、改修とかPark-PFIを導入した場合に公園の中の照明が結構 乱雑になったりする場合もありますので、可能な範囲でいいと思うのですが、どこかで緑の照明のこ との記載を少し入れられると参考になるかなと。今はどちらかというとポジティブな方向で照明を捉 えていると思うのですが、抑えるべきところもあろうかと思いますので、その辺、緑のエリアのとこ ろが気になりました。以上です。

(西村部会長)

緑をどのように照らすかということに関して、少し統一感があって慎重なことも必要ではないかというご意見でした。よろしいでしょうか。では、国吉先生。

(国吉委員)

まず、全体で構造を見せるみたいな、水際線のリングを見せるとか、都市軸を見せるとか、その辺はもうちょっときちんと表示してもいいのかなという感じがあって、図とかその辺でも臨海部を一周するような、構造を見せるような工夫とか、そういうものをもう少し分かりやすくしたほうがいいかなということ。それから、全体に歴史と文化を大事にしながら落ち着きのあるという表現をしているのですが、地区ごとの特性に合わせるということがあるので、それについて、みなとみらい地区ですとか各商店街とか、いろいろなところで独自のガイドラインとか自主協定とかそういうものを持っていたりするわけですよね、その辺とのすり合わせはちゃんとできているのか、それを再度問合せしながらやったほうがいいのか。かなり地域によって考え方があると思いますので、その辺をもう一回すり合わせしながら、メリハリでいいかなという感じがするのです。画一的ではなくて、商店街というのはそれぞれ、光についてはどの辺にウエートを置いてやるとか、その辺も盛り込んだものが出てくるとよりいいなと思いましたので、現在、各地区でやられているものなども踏まえながら表現していくとより分かりやすいと思いました。

それから、40ページの写真の右下に「投影広告物を利用したイベント」と書いてあるのですが、これは、私の知る範囲では芸大の映像学科が協力してやっていると思いますが、広告物というよりも映像演出だと思います。広告というか何かコマーシャルが入ったりしているのをあまり見たことはないので、広告になると相当課題にしなければ駄目なのですが、魅力的な映像演出ですとかそういう効果的なものについては必要に応じて推進するとか、こういう芸大なんかが頑張っているものも、ぜひいろいろ展開していただけるような素地を。もちろん環境に配慮しながら、全体にぎらぎらするのではなくて、うまくキャンバスのようにして使ったこういった演出はいいと思うので、こういうものはむしろ広告というのではなくて映像演出といいますか、そういう工夫というのはもう少し推奨すると。もちろん省エネ的なものが必要なのですが、その辺を表現として書いたほうがいいかなと。

それから、最初のほうのコメントの中で、寄せられた意見に対する回答を事務局が話していましたが、液晶とか映像広告をもっと自由にできるようにしてほしいという意見があったと書かれていて、それに対して事務局からのご説明がなかったのですが、これはどうしても出てくる話だと思います。それをどのように捉えるかというのは、どこかで議論しておいたほうがいいのではないかと。自由にやらせてほしいという意見に近いような感じがしたのですが、それはちょっと危険なところがあると個人的には思います。これまでもこの街の特性を生かしながらやっていくということであったので、その辺について何も触れないのか、ガイドラインで読み取る範囲でコントロールできると考えているのか、お聞きしたいです。

(奥村係長)

映像広告などに関しては、ガイドラインの中ではできるできないまで言及するつもりはないのですが、地元のまちづくり団体の方からのご意見でも頂いておりますので、周辺環境との調和または配慮を意識してくださいというふうにガイドラインには記載しております。

また、その後の景観の制度の変更の中で投影広告についても変更したいと考えておりまして、屋外広告物条例の改正の中で投影広告というものが4月から規定されることになるのですが、あくまでも投影広告というものは動きがあったり、影響の大きいものがあると我々も認識はしておりますので、景観計画の変更の中で、投影広告は規定するけれども、それはイベントに限ってにしてくださいというような、一定の制限をかけた上でやっていくという形はどうかと今考えています。

(国吉委員)

了解しました。多分、今の事務局の話で私はいいかなと思うのですが、横浜の夜間景観の価値を維持するために、ほかの委員の方も含めてどの辺をスタンダードにすべきかという意見は必ず相当出てくると思うので、審議会としてある程度スタンダードを共有していたほうがいいかなという感じがしまして、コメントさせていただきました。以上です。

(西村部会長)

最初の2点はどうですか。もっと広い都市構造のことをおっしゃっているのだと思いますが、都市 構造を反映させるという前からの主張の点がどうなっているのかというのと、地区別に何かそれぞれ のところで自主的なルールがあるのであれば、それは一定程度尊重するということがあるのではない かというご指摘ですが、その点に関してはどうでしょうか。

(山田係長)

都市構造につきましてはこの審議会の冒頭、最初の頃の議論から、都市構造をしっかりと見せることがベーシックな横浜の夜景を魅力的にすることではないかというご意見を頂いております。6ページで都市構造というものがまずあることを前提条件として今回は記載させていただいておりますけれども、確かに最初の方向性に入れるということも考えていたのですが、方向性で示すのはなかなか難しいと思ってしまったところがあります。確かに今のお示しの中では、3章の方向性の中には構造というところがあまり出てこないのですが、実は11ページの方向性(1)-1の中に、都市構造を生かして横浜らしさを感じられるものにしますと、中身としては書かれておりまして、それで構造①、構造②というふうに、そこに基づいた方向性にはなっています。ただ、図面が確かになくてちょっと分かりにくいかなというところがありますので、その辺の工夫は考えていきたいと思っています。あと、エリア別についても、これに基づいて具体的に記載させていただいております。

(国吉委員)

付け加えますと、今の件については、今回全部書き切れなくても、今後そこを補強していくとか、 都市構造をちゃんと見せる工夫についてのサンプルみたいなものを検討していくというような、今、 山田さんがおっしゃったような簡単な模式図みたいなもので出せればいいのですが、出せなかったと しても、今後それを計画として整えていくというぐらいの表現でもいいかなと思いました。

(西村部会長)

一応、配慮して書き込んでくれているということですよね。よろしいですか。ほかは何かありますか。

(山家委員)

今のと関連するかもしれませんが、夜間景観をどこから見るかというスケール感的なものでもあるのですが、回遊したり、その場にいたりする近景、内水面に映り込んでいるものだけではなくて、中景というか遠景というか、SNSにアップしたくなるような特徴的な景観といいますか、視点場のようなものはあるのかなと思っていて、その辺からの見え方も少し意識してもらえるといいのかなと感じました。もしかすると、ちょうど今見せていただいている方向性(1)の写真がまさにそういう部

分なのかもしれませんが、そこに少し触れていただくのでもいいかなと感じました。

あと、もう2点あって、配慮すべき事項が丁寧でかなり数が多い印象がありまして、方針のところでしっかりと方針として示されていますし、位置づけとして、何かエビデンスを示しながらクリアしなければならない項目でないということは分かるのですけれども、事業者さんとかが見ようによってはこれを1つずつ配慮していかないといけないのかなというふうにも見えなくもなくて、その辺、うまくニュアンスが伝わるといいなと思いました。これは具体的な改善の方法ではなくて、若干気になったところです。

3点目は非常に簡単な話で、2章の頭だったかと思うのですが、2章でやったことを3章につなげていますみたいに書いてありますけれども、3章の頭でも2章を受けてと書いてあるので、そこはなくてもよいかと思いました。これは軽微な話です。以上です。

(西村部会長)

今の点、いかがですか。事務局、お願いします。

(奥村係長)

方向性の中で横浜らしい夜間景観とうたってはいるのですが、今、山家先生からご指摘いただいた 近景、中景、遠景というような言葉はこの中に出てきていないところはありますけれども、それを意識して方向性を書いているところもありますので、そこは表現で工夫できるのか検討させていただき たいと思います。また、2章と3章のつなぎについては修正するようにいたします。

(西村部会長)

基本的な考え方だということで、全部やらないといけないみたいに思われないような表現、そうにもなっていると思いますけれども、誤解されないようによろしくお願いいたします。ほかに何かありますでしょうか。

(大西委員)

今回の街の景観に基づいての照明ということとは少しずれてしまうかもしれませんが、安全性という観点からいきまして、いろいろな照明ができて街が明るくなるのは結構なことだと思いますが、横断歩道は周りがあまり明るいと、逆に天気の悪いときや何かで横断歩道は車の運転者から非常に見えにくいというのか、私自身も経験していることですけれども、横断歩道で手を上げていても全然止まってくれないとか、そういう観点からこの照明の中に、安全性から横断歩道の照明は、点滅であるとか方法は別としてそういうことも組み込めないのか。あるいは、今検討しているのは景観のことだから、横断歩道とかそういうものは対象外という考えでいかれるのか。ちょっとその辺を伺いたいと思います。

(奥村係長)

どちらかというと景観のところでつくっているところはあるのですが、今回ガイドラインをつくるに当たって、道路を所管している部局や公園を所管している部局にも相談はしております。その中で、やはり公共施設管理者から言われているのが、一方で道路として必要な照度であったり、そういうのは守らないといけないものがあるので、工夫できるところで何かあればというお答えを頂いているところがあって、横断歩道について何か言及するのはこのガイドラインでは少し難しいのかなと思っておりますが、こういったものをつくることによって、そういったご意見を先生から頂けたというのは貴重なことだと思いますので、道路局にも伝えさせていただいて、何か改善の方向につながればいいなと思っています。

(大西委員)

おっしゃることは私もよく分かるのですが、こういう街の照明との絡みでもって、安全性の照明というのか、考えられないかどうかということでございます。

(西村部会長)

確かに信号機などは点滅するので照明との相性が悪い場合がありますので、気をつけられる部分は お願いしたいと思います。ほか、どうでしょうか。

(高村委員)

私のほうからは1つだけ、10ページに、まだこれから考えられるとおっしゃっていたのですが、「エレガント&クリエイティブ」ということがあって、私は今まで横浜の夜景を見てエレガントと思ったことがなかったので、これはまだこれから検討されるということでしたので、それが1つです。

あと、横浜らしい、横浜らしさというのがいっぱい出てきて、いろいろな多様性とか、それって説明はできるのですが、でも、ザ・横浜みたいなものって何だろう、一言でと言われるとちょっと困ったなと思いました。全体的にこのガイドラインを拝見して、私のような一般市民でも、コラムがあっ

たり用語の説明があったりして、とても分かりやすいものになりつつあると思いました。これをつくっておしまいということはないと思います。都市整備局さんではこれはつくって完了だと思うのですが、今後の使われ方についても、これは演出をされる方だけではなくて、例えば来街者の方を案内する人、観光関係の方とかもとても勉強になるので、恐らく発表のときには出ると思いますが、これをこう使ってほしいということを盛り込んでいただけたらと思いました。

それともう一つお願いなのですが、例えば18ページ、19ページにあるスケール感のある夜景の写真など、これを見てみたいと思うので、どこから撮影されたかというのが一言あるといいかなと思いました。私からは以上です。ありがとうございます。

(西村部会長)

何か事務局、ありますか。

(山田係長)

前回は「新・ヨコハマ夜景」としたのですが、どういう夜景をつくっていくのかということを行政 だけでなく事業者の方、市民の方と共有していきたいという思いで、具体的に文言を掲げたいと思っ て考えたのですが、なかなか難しいところがありまして、どちらかというと副題のほうが内容のメイ ンになってくるのですが、とはいえ、ここはまさに皆さんにご意見があれば伺いたいところだと思 い、今回、付議の内容とさせていただいております。

あと、使い方に関しましてもおっしゃるとおりだと思っておりまして、この冊子が事業者だけでなく、市民の方々にとっても観光事業者の方々にとっても身近なものになるような工夫は今後もしていきたいと考えております。

(西村部会長)

このテーマも今日の主要な話題ということで、皆さんこれであまり異論がなければ決まってしまうのですが。それと、横浜らしいというのは、前から議論している中では、港の構造で水際があったり、そこが分かるような、実感できるようなものが横浜らしいということなので、都市構造を大事にするというのは必要なのではないかという議論が最初の頃にありました。よろしいですか。では、山家先生に発言していただいていいですか。

(山家委員)

せっかくなので。私はエレガントがいいなと思いましたが、例えば歴史と文化ということであれば オーセンティックという言葉もいいのかなと思いました。ただ、一般的に通じやすい言葉だとエレガ ントのほうが通じるかもしれません。

先ほど手を挙げたのは、横断歩道の話が出ましたし、夜間景観とは必ずしも言えないかと思うのですが、最近、土木で、歩道であるとか、いわゆるスマート何とかという技術で、例えばスマホばかり見ている人たちも、信号が変わると同時に歩道の縁石の部分が変わるとか、何か危険を察知したときにすっと歩道のほうに光が出るというような技術がいろいろ開発されてきていると思います。今後、そうしたことについての規制というとちょっと違うかもしれませんが、光を発するものというところでは関係が出てくるのかなと思いました。夜間景観とは必ずしも言えないとは思いましたが、ちょっと気になったので発言いたしました。以上です。

(西村部会長)

ほかに何かありますでしょうか。なければ、映像装置の問題や光源の問題、それから視点場の問題や安全性の問題、ここのメインの方向性の文言に関してもご意見がありましたが、全体としてはわずかな修正で済みそうだと。あまり大きく変えることもなくいくのではないかと思いますので、全体として大きな異論はなかったということで、今日頂いた意見をもう一度検討していただいて、改善できるところは改善していただくということで次のステップとして庁内の意見を取りまとめて3月の親会にかけていただくということで進んでいただきたいと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(2) 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について(関内地区都市 景観協議地区 中区港町1丁目1番1他)(審議)

(西村部会長)

次は議題2です。特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見についてということで、関内地区都市景観協議地区の審議です。よろしくお願いいたします。

議事2について、関係局から説明を行った。

(西村部会長)

それでは、ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見等あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。これは景観アドバイザーで国吉先生に入っていただいているわけですが、何か補足はありますか。

(国吉委員)

この間、政策検討部会で出された意見等も踏まえて非常に密度濃く議論させていただきまして、ただ、まだ詰め切っていないところもたくさんありましたので、計画側の趣旨も踏まえながら内容を詰めていったと思っております。建物の外観のファサードのデザイン等についても、隣の街区との将来の連続性みたいなことも配慮しながら、具体的に詰まっていったと思っております。現時点でかなり内容は濃く、密度濃くなってきたと思っております。また、幾つかの棟に分かれておりますが、その棟と棟の関係ですね。隙間の部分とかもデッドにならないようにとか、そういったことも踏まえて議論してまいりました。歴史の継承の道というものが表現されているように、この地域の歴史をできるだけとどめて、この村野さんの建物だけではなくて、その前からこの場所がどういうところだったかということをできるだけ伝えて楽しんでいただくように、そういう工夫をお願いしたいということで、まだその辺を最終的にどのように表現していただくか詰まっていないところはありますが、今後、提案も頂きながら詰めていくことになると思います。むしろ今日は、他の委員の先生方からさらにご意見があれば、次の工夫に反映させていきたいという感じです。以上です。

(西村部会長)

それでは、コメントや質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。 (関委員)

私は景観審査部会委員なのですが、前政策検討部会委員であり、継続審議である本件に有識者とし て招致され参加しています。今回こちらの旧市庁舎跡の再開発について、特に今日ご説明いただいた 3番目の項目、19ページの旧市庁舎を彩った歴史と記憶を継承するというところに関し意見がありま す。埋蔵文化財の調査で、今駐車場になっているところ、これがみなとテラスとして下に駐車場があ るみたいですけれども、そこのエリアから、旧2代目市庁舎、これですね、震災で倒壊はしなかった のですが、その後火災に遭って結局使えなくなったので爆破されて失われてしまって、その後に7代 目の行政棟が建ったわけですけれども、その遺構、基礎と地下室が出土して、遺物もあってというこ とで、それはこの19ページの右下の展示スペースというところで、何らかの形でそういうものがこの 場所にあったと。というか、7代目の市庁舎を建てるときも敷地をどこにしようかといろいろ考えた 中で、やはり旧2代目の、最初に本格的な市庁舎が建ったところということで選ばれた経緯もありま すので、この土地の記憶ということでは、この場所が2代目及び、7代目に関しては行政棟として残 りますけれども、そういうものが建っていたということがどなたにでも分かるような形で何か展示を 考えられているようですので、それをぜひ、今後検討だと思いますけれども、やり方とかを考えてい ただければと思う次第です。非常に丁寧に調査されて、最新の写真測量の方法でデータを取っておら れるので、多分それを使えば3Dの映像みたいなものも再現できる。いろいろ手間とかがかかると思 いますが、何か分かりやすい形でお願いしたいなと。また、開港資料館には今2代目の市庁舎のアク リルでつくった模型が展示されているので、この旧市庁舎街区だけでなく、そういう別の展示施設あ るいは資料館等で、今回の2代目の痕跡、遺物等もあったようなので、重要なものは保存してそちら で展示するなどしていただきたいと思いました。

あと陶壁、《海・波・船》の晉堂先生の作品も移設と現位置での保存をされたということで、よかったなと思っております。やはり旧市庁舎は市民広間というのが特徴でありまして、そこを50メートル掛ける7メートルですか、壁面いっぱいにあったもの、もちろん市民広間が解体されるので、その空間とともに残すことは無理だともともと思っていましたけれども、そういう形で一部きちんと保存されて展示されるということで、よかったなと思っています。

あと一つ、⑤の屋上鉄塔というのがありますが、これはもちろん今の建物についているのでそのまま現状で保存されると思いますが、これも村野さんの設計の中で何かしら市庁舎というのは塔を持つということでつけられたと思うので、一種のランドマークになっています。先ほどの前半のところで夜景の話がありましたが、これを何らかの形でライトアップして、夜、そこにシンボリックに遠くから見えるような、そういう工夫もできたらしていただきたいと思います。ちなみに、この屋上鉄塔の形式は、これは推測ですけれども、1920年代にソビエト・ロシアのモスクワでウラジミール・シュー

ホフという構造家、建築家が電波塔とか送電線の塔を同じ形でつくっているので、多分、村野さんあるいは7代目の市庁舎の設計業務の審査員をされた今井兼次さんがご覧になっている、そういうもののリファレンスがあって、何十分の一のミニチュアになっていますが、とてもユニークなデザインでもありますので、せっかく保存されるのですからライトアップなんかもして、皆さんに感じていただけるようお願いしたいと思っています。以上です。

(西村部会長)

そうしたら、過去のものもいろいろ検討していただければと思います。ほかはいかがでしょうか。 山家先生、お願いします。

(山家委員)

タワー棟の尾上町通り側なのですが、やはり閉鎖的なのが気になっております。先ほどのご説明の中で、そうしたことから2階部分に商業を設けたというお話があったので、既に検討された上でこういう形になっているのかなというのは推察されますし、どこかしらこういった機能を持ってこないといけないだろうというのは分かるのですが、地上階、グランモールの1階部分をアクティブフロアにするという基準もありますように、できれば少し開放的に、人が少し取りつく島があるといいますか、少しオープンな機能が入るといいのになと思って見せていただいておりました。スケジュール的にも相当厳しいこととは思うのですが、いかがでしょうか。

(三井不動産株式会社)

ご覧いただくと、もともと絶壁で何もありませんでした。それを何とかかんとか広げているところではあります。接道しているのが、みなと大通り側は交通量が多いので車の出入りに使えなくて、行政棟は保存ということになると、この左側に見えている面しか車の出入口がないので、実際1階は全て駐車場の入り口とか、あとは逆にこれは提案書の中で、ここを起点としたグリーンスローモビリティーを関内中とか観光用のものをやって、街の連携を高めるような施策をやることになっておりまして、それの発着所とかも必要になりますので、機能的に1階が使えない状態ではあります。なので、向かって右端の入り口の部分だけを割り込んで、ぎりぎり今できる部分をやって、あと、夜歩くと暗くてつまらない道を、2階部分の明かりを何とかにぎわいというか尾上町通り側に出そうということで、2階は基本的にはガラス張りの店舗にして、一部バルコニー状にしてそこにはグリーンを入れるような形で、このパースだとちょっと分かりにくいですが、2階はかなり開放的というかそういった形にはできているのですが、1階は正直申し上げて、限界までそこを工夫した結果がこれということです。

(山家委員)

恐らくそういうやり取りがあったのだろうということは分かります。例えば、そのモビリティーステーションですが、そこを何か逆に見せる演出のようなことはできたりしないのでしょうか。

(三井不動産株式会社)

今後の検討にはなります。今まだ無検討なので無機質な感じの灰色になっていますけれども、当然 そこは乗る方、観光客の方に来てもらう場所ですので、それなりのデザインをして、明かりも設け て、ここですよという楽しい感じにはしたいなと、しないとまずいなとは思っております。

(山家委員)

分かりました。期待したいと思います。

(三井不動産株式会社)

今後、そこの細かい照明とか、サインも当然出てきますので、その辺を設けることによってべたっとした壁という感じにならないように注意して、詳細設計をこれからやっていきたいと思っております。

(西村部会長)

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

(福岡委員)

少し確認したいことがあって、参考資料の中にくすのきモールの詳細の資料がかなり含まれていたと思うのですが、15ページのくすのきモールの平面図をまず出していただくと、くすのきモールのビフォーというか現在の状態は割と幅員が広くて、人がゆったりと通り抜けると同時に、そこに滞留空間だとか、結構そこを丁寧に手入れしてくださっている方や、花とか緑の拠点みたいな場所でもあったわけです。今、15ページだと少し、既存樹の状態とグランドレベルの部分の開放性とか性能みたいなものですかね、建物の、特にくすのきモールに面している部分の機能だとか、屋外空間と屋内空間の連動性みたいなものが、平面図を拡大しても解像度が低くて見えなかったので、ここで何を重要視

しているかということを少し確認したいなと思いました。動線として、既存樹をできるだけ残して、かつ、クスノキの成育状態もいいところと悪いところもあると思いますので、そういったことを継承しながら、可能な限りフォーカルポイントでは保全していくということは参考資料までで読み取ることができたのですが、一方で、今回くすのきモールをこのような形で、さらに建築との関係も含めて質を高めていくということを考えますと、グランドレベルの多孔質性みたいなことですね。屋外空間、屋内空間、半屋外、半屋内みたいな空間の連動性みたいなことをつくるかということと、クスノキを保全するという話が若干干渉するというか、選択しなければいけないところもあるのかなと思いました。それで、くすのきモールがこういう形で新しく再生されることで、このモールが通り抜ける空間プラス若干滞留するということ以外に、もう少し小さい帯状の奥行きがある広場のような形で使うということもあるのかなと思いました。今日、関内駅からの正面の広場に関してはそのような見せ方をご検討で見せていただいたのですが、くすのきモールに関してはこの形を生かして、そういった今まで実現できなかった建物と、レガシー的なクスノキのプロムナードの、さらにレベルを上げた空間の再生の仕方みたいなものがあるのではないかと思っていまして、今、レンダリングでは光の入り方とか既存樹の状態が建物主体でちょっとぼけた感じなので分かりにくかったのですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思ったのがくすのきモールに関してで、1点目です。

2点目は、関内駅からの正面の広場なのですが、7ページの立面で見せていただくと、4階に屋上緑地がありまして、1階が今日のご説明の中ではコンサートであるとか、ののあおやまとか南池袋公園の事例を見せていただきながらお話があったと思います。一方で、2階、3階レベルの部分と1階の部分の屋外空間が今はデッキ空間になっているようですけれども、ここの部分のつくり方によってはもう少し広場から4階まで緑が連続するようなとか、もう少しここの公共性みたいなものを高めることでファサードの部分で見え方が変わってくるのかなと思いました。4階に人がいても、8分1階からは視認できないのではないかと思っていまして、その辺、関内の駅から見たときのファサードと、緑や屋上緑地だとか屋外空間とのバランスみたいなことで何か余地があれば、そこについても少しお聞きしたいなと思いました。以上2点です。ちょっと長くなりましたが、もしあれでしたら2回に区切ってご説明いただければと思います。

(株式会社竹中工務店)

まず1つ目のご指摘のくすのきモールについてで、お話しいただきましたとおり、今のくすのき広場の南北に対する通り抜けという幅員など、もちろんそういう機能は維持するということ。それと、パースにも表現がありますように、人が集えるパーゴラのようなものも、今もくすのき広場でベンチが適材適所にしつらえてありましたり、そういったことを新しい計画におきましても踏襲していきたいと思っております。また、現状のくすのき広場におきましては、くすのきテラスという左側の商業施設のある辺りが既存では駐車場になっておりまして、それが北側のベイスターズ通り側までおおむね続いているという状況がある中で、タワー棟の足元の西側においては、その部分も取り込んだ形で整形といいますか、細長いわけではなくて、少したまりのあるような広場空間をつくっていけるだろうということで、植栽も配置していっているという状況です。そういった意味では、細長い今までのくすのき広場の考え方プラス、そのような外構としての空間的な広がりを、駐車場機能がタワー棟内に集約されることによって運用の自由度といいますか、イベントを実施していくような自由度みたいなものもハード的には担保できている配置、計画などにビジターフロントの周りはなっているのかなと考えています。1点目については以上です。

(福岡委員)

確かに今の建物とプロムナードが切れた状態からは多孔質になっているんだなとは思ったのですが、今後、今日冒頭で見せていただいた関内駅前広場の部分の利活用のような形で、多分、日常的には滞留と、東西移動もあるのかな、南北がメインだと思うのですが、そういった小さな滞留活動と同時に、プログラムとしてもここの広場をうまくマネジメントしていくと、駅前から少し長時間滞留する人たちが自然に海のほうに流れていくという流れもできてくるのではないかと思います。ここは多分、民間の事業者さんで将来的にマネジメントをされる緑地になるかなと思うので、その辺も、今日冒頭で見せていただいたプログラムのような形で少し落とし込んで、詳しくご検討されるといいのではないかと思いました。その中で、既存種と、かなりせめぎ合うとは思うのですが、最適な選択をしていただかないと、そこら辺が参考資料の中では、一応残す前提でも状態によっては切る場合もあるみたいなことが書いてありましたので、別に木を全部、絶対保全しろと言っているわけではないですが、こういったストックを生かして組み立てていくと、木の足元のレベルのつくり方とか、いろいろ工夫が必要かなと思いますけれども、できるだけ樹園の部分を豊かに、建物と一体的にというところ

は今のラインを継承していただいて、さらに進化させていったらいいのではないかと思いました。1 つ目に関しては以上です。

(株式会社竹中工務店)

続きまして、2点目の駅前広場からLVA棟の2階、3階、特に西側から屋上への連なりということで、緑の連続等を考えていってもいいのではないかというご趣旨が1つと、あとは屋上へどうつなげていこうかというやり方を考えてもいいのではないかというご指摘でよろしかったでしょうか。

(福岡委員

そうですね。今の視点場は割と駅を下りて目の前に広がる視点場で、若干高めなのでアイレベルからは屋上の緑地の端部の緑のふさふさぐらいは見えるのですが、2階、3階のつくりあたりでの連続性、建物の中の用途にもよりますが、そこら辺が何か検討された経緯でこうなっているのか、もしくはもう少しその辺の緑の連続みたいなことが可能なのかといったことをお聞きしたいと思いました。 (株式会社竹中工務店)

LVA棟の機能におきましては、飲食を中心としてスクリーンを見ながらいろいろな方々ににぎわ いを発信していただく、生んでいただくというような施設になっていまして、コンペ提案時におきま すと、1階が全部開口等で内部が見えるような開放の状況で、2階、3階の部分は、実は3階はなく て、2階部分は壁で閉じているような状態だったのですが、極力駅前に対して、ないしはくすのきモ ール側に対して、内部の飲食店舗などで食事を楽しんでいらっしゃる方の姿なども、昼・夜に外部に 5見せていきながら視覚的にもにぎわいを生み出していきたいということで現在の外観の状況になっ ています。対して、全体の街区の2階レベルでセンターロードという、将来的には民間街区さんにも つながっていくような通路がありまして、その部分にアプローチする階段、エスカレーター、今パー スの中央にある部分ですね、そういった街路空間の結節にもなっておりますので、そういったところ に緑を2階レベルまでは少し連続するようなことを考えています。そこから3階にさらに上がってい く階段、エスカレーターがちらっとモールのMの下ぐらいに実はありまして、そこで3階にあります タワー棟は、今度はエデュテインメント施設と呼んでいるところも3・4階を使った集客施設になっ ていまして、それにも人を呼び込んでいくと。さらに、その3階レベルからくすのきモールのAの上 ぐらいのところで、今ポインターでは示させていただいているのですが、階段で上っていって屋上に つながっていくというところで、動線的なつながりというものとバリアフリーの観点で、このパース 上では見えませんが、LVA棟の1階レベルからずっとエレベーターで上げていくということも動線 : しては考えております。実際に緑の連続という意味では、ご指摘いただいたとおり、足元のアイレ ベルで考えますと少し緑が見えるというのが実際の見え方になってくるのかなと思っておりますが、 そこは立体的な緑がずっとつながっていくというよりも、足元レベルの緑と、樹木の中層ぐらいのレ ベルと、建物ぐらいの緑のレベルが多層的に見えてくるようで、それを直接的につなげていくという 発想まではなかったなと思っておりまして、そういったものが重層的に少し感じられていくようなも のを駅前としては表出していければいいなと考えてはいます。

(福岡委員)

1階と4階の部分はよいと思うのですが、1階、2階、3階の特に建物のエッジのところを見せて いただくと、テラスとかバルコニーとか、そういった形状になっているかと思います。今は割といろ いろな再開発の中でも、テラスとかバルコニー席の需要も高くなっているのと、屋外での人の活動の 多様度がすごく上がっているという調査結果が出ています。今の場合だと、何となく2階と3階の屋 外の部分が中途半端というか、緑をもりもり入れろと言っているわけではなくて、もう少し建築の内 部と、屋外のバルコニーの部分、割と建物のファサードのデザインの部分と屋外の部分のせめぎ合っ ているところがあると思うのですが、そこでもう少しどのようにして内側の活動が外に表出してくる のかなとか、動線として機能させなければいけないところもあると思うのですが、1階、2階、3 階、4階の屋外の部分がどのように連動してくるのか。連続していないにしても、そのキャラクター みたいなものが、正面で見たとき1階と4階だけではなくて、その美しいキャラクターがちゃんと外 にも表出してくるような形でデザインできるといいのかなと思いました。今の関内駅の駅前で下りて という風景から大分変わって魅力的にはなると思うのですが、その辺の細かい設計をしていくと、多 分この辺は少しずつ、さらにレベルアップして良くなるのではないかと思いました。建物の中の用途 で、裏にはなっていないので問題ないかと思うのですが、その辺、多分、建築計画の中で今後検討し ていただくと、建物の中と外の間をつなぐ緑みたいなものもありますし、緑と言っているのは物理的 な緑を植えるということだけではなくて、そういったものがきちんと中心にあるような表情のつくり 方みたいなものができたらいいのかなと、個人的には思います。以上です。

(西村部会長)

それでは、ほかはいかがでしょうか。

(真田委員)

2つあって、1つはシンボルになるクスノキで、現状では植栽ますに隣接したところにあるのですが、デッキというか全部囲われるような形になりますので、水の供給がちょっと心配だなと思いました。そのあたりの技術的なところは検討されているとは思うのですが、気になりましたので一応言っておきますというのが1つです。

もう一つは、正面、駅を出たところから見える階段とエスカレーターについてはかなり雰囲気がよくなったと思いました。ただ、一つ心配なのは両側の階段の下ですけれども、浮いたようにつくってあって軽やかでいいのですが、多分運用し始めるとぶつからないようにいろいろな看板ができたりとか、いろいろ後づけでできる可能性があるので、そうなってくると全体のデザインが損なわれるので、それを想定した上のデザインをあらかじめしておくのがいいのではないかと思いました。以上です。

(西村部会長)

ほかは何かありますか。

では、私のほうから1点なのですが、駅前広場のLVA棟の前のところ、450mmぐらい高いのですよね。だから、少し上がらないといけないのですが、全体としてためる、滞留してもらうということを今日、随分強調されて、それはすごく大事だと思うのですが、一方でやはり建物の前の空間でもあるから、建物へのアクセスを危なくないようにとか、ここは多分何かあったときには人がたくさん避難するところでもあるので、その意味でも段差のつくり方は慎重にしていただきたいと思います。そうしないと、そこのところでいろいろな事故が起きる可能性がありそうな気がするので、そこのところをぜひ慎重にしてもらいたいと。つまり、ここに滞留することだけではなくて、うまくスムーズに建物に行く。それから、人がここにイベントだけではなくいろいろな形で集まる可能性があるので、そのときにも対応できるということもぜひ考えておいていただきたいと思います。

ほか、いいでしょうか。それでは、今日はいろいろなインプットを頂いて、これでよりよいものにしていけばいいということなので、また事務局のほうでどういうコメントがあったかということをまとめていただいて、次にステップとして続けていただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

(3) 関内駅前地区の景観誘導に関する考え方について(審議)

(西村部会長)

では、次は議題3です。説明者がいらっしゃると思いますが、関内駅前地区の景観誘導に関する考え方についてということであります。この部分は非公表ということだったわけですが、このことについて事務局から説明をお願いいたします。

議事3について、関係局から説明を行った。

また、西村部会長が所用により退席し、国吉委員が部会長代理者として議事進行を行うこととなった。

3 閉会

(梶山書記)

それでは、本日の審議の詳細な内容につきましては、議事録の確認をもって審議内容の確認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(梶山書記)

なお、本日の議事録については、部会長の確認を得た上で閲覧に供することとさせていただきます。

次回の開催につきましては年度明けを予定しておりますが、詳細は議題を調整次第、追って調整させていただきたいと思います。

(国吉委員)

それでは、これをもちまして第26回横浜市都市美対策審議会政策検討部会を閉会します。どうもありがとうございました。

資 料	資料1-1 都心臨海部における夜間景観の誘導手法について(審議)		
	資料1-2 (仮称)横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン (素案の案)		
	資料2-1 旧市庁舎街区活用事業のこれまでの経緯等		
	資料2-2 都市美対策審議会での審議を踏まえた事業者との協議結果		
	資料2-3 旧市庁舎街区活用事業における景観形成について		
	資料2-4 都市景観協議申出書/都市景観形成行為の概要/計画趣旨等説明書		
	資料2-5 申出に対する協議事項及び協議の方針		
	資料3 関内駅前地区の景観誘導に関する考え方について<非公開>		
特記事項	・本日の議事録については、部会長が確認する。		
	・次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。		